

東京2025デフリンピック機運醸成等業務委託仕様書

1 業務名

東京2025デフリンピック機運醸成等業務委託

2 業務目的

今年11月に日本初開催となる東京2025デフリンピックの自転車競技本県開催に際し、県民の認知度向上や興味関心を高め、デフスポーツやろう者文化への理解促進を図るため、100日前イベントや交通広告を実施する。また、デフリンピックにおける県内の活動内容や成果を記録し、今後の大会誘致に係る取組みの参考とするため、記録誌を作成する。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 東京2025デフリンピック大会概要

名 称	第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025（略称：東京2025デフリンピック）
主 催	国際ろう者スポーツ委員会（ICSD）
大会期間	令和7年11月15日（土）～26日（水）まで12日間
参加国・地域数	70～80カ国・地域
参加者数	約6,000人（選手：約3,000人、ICSD役員・審判・競技役員等：3,000人）
実施競技	陸上競技、バドミントン、バスケットボール、ビーチバレーボール、ボウリング、自転車競技（ロード・マウンテンバイク）、サッカー、ゴルフ、ハンドボール、柔道、空手、オリエンテーリング、射撃、水泳、卓球、テコンドー、テニス、バレーボール、レスリング（フリースタイル・グレコローマン） 計21競技

5 自転車競技概要

種目・競技日 （予定）	■ロード競技 スプリント：令和7年11月17日（月） ポイントレース：令和7年11月18日（火） 個人タイムトライアル：令和7年11月20日（木） 個人ロードレース：令和7年11月22日（土） ■マウンテンバイク競技 XCC：令和7年11月24日（月・祝） XCO：令和7年11月25日（火）
競技会場	日本サイクルスポーツセンター（伊豆市）

6 業務概要

項 目	内 容
100 日前イベント	・ 8月2日（土）または3日（日）に、県東部のショッピングモール等集客が見込める場所でデフリンピックやデフアスリートの認知度向上、手話の普及、ろう者文化等の啓発を目的とした、東京2025デフリンピック100日前イベントを開催する。
交通広告	・ 大会約1ヶ月前から大会期間終了まで、県東部地域で交通広告により周辺住民への認知度向上を図る。
記録誌作成	・ 自転車競技の開催結果、県ゆかりの選手の活躍、機運醸成などの県・関連団体の取組をまとめた記録誌を作成する。（20～30ページ程度）

7 業務内容

委託業務内容は次に掲げるほか、準備等を含めイベントの開催・実施、広告物等の制作に必要なすべての業務を含むものとする。

（1）100日前イベント

一般県民に対し、東京2025デフリンピックへの認知度向上や興味関心を高めるため、幅広い世代が楽しめる100日前イベントを開催する。

ア 実施内容

- ・ 開催日は、令和7年8月2日（土）または3日（日）とする
- ・ 会場は県東部とし、ショッピングモール等集客が見込める場所とすること
- ・ イベント内容は以下①～③を含む内容とし、施設来訪者の誘引や幅広い世代が楽しみながらデフスポーツや障害への理解が深まるよう工夫すること

①ステージイベント

- ・ 静岡県ゆかりのデフアスリート及び自転車競技のデフアスリートを各1名以上活用したステージイベントを企画すること
- ・ イベントを盛り上げるため、司会者を用意するとともに台本を制作すること
- ・ 司会やアスリートの出演料及びデフアスリート出演に伴う手話通訳費用は本契約に含む

②「手話であいさつを」運動展開ブース

- ・ 県障害福祉課と連携し手話の普及啓発に関するブースを設置すること
- ・ 出演者への謝礼（クオカード）、ブース来訪者への菓子（クッキー等）及びイベント当日に使用する手話のストーリーボード（教える手話を日本語で示すもの、A1サイズ1枚）を用意すること
- ・ 出演者との調整は県障害福祉課が行う

③体験ブース

- ・ デフスポーツの体験や聴覚障害を取り巻く最新技術の紹介や聴覚障害への理解促進につながるブースを設置すること

イ 会場の設営・撤去

- ・ 上記実施内容が可能な場所を選定・確保し、会場使用料も含むこと
- ・ 上記実施内容の実施に必要な資機材を確保すること

- ・上記実施内容の設営・運営・撤去に必要なスタッフを確保すること

ウ 広報

- ・イベントを周知するチラシデータを1種類（A4両面）作成すること（印刷は要しない）

エ マニュアル等の作成

- ・委託者と協議の上、運営マニュアル及び進行台本、会場レイアウト及びイベント全体のタイムスケジュールを作成すること
- ・会場レイアウト、タイムスケジュールの作成にあたっては、各コンテンツの内容や来場者の導線などを考慮し、効果的なものとする

オ 運営体制の確保

- ・イベントの運営、進行、管理等に必要な人員を配置し、業務を遂行すること
- ・イベントの実施にあたっては、参加者の安全対策を講じるとともに、火災、事件、事故、急病、負傷等の危機管理及び緊急時対応体制をとり、内容を運営マニュアルへ明記すること
- ・イベント開催に伴い、必要となる会場への事業者の搬出入に係る車両の一時停車、出入り等は受託者が責任を持って管理すること

カ その他

- ・イベント保険等への加入を適切に行うこと
- ・イベント開催に伴い必要となる関係機関への手続きを行うこと
- ・装飾物や広報物のデザインに係る著作権は委託者に帰属することとし、デザインの素材データ（ロゴ、図、画像等）を加工可能な形式で委託者に提供すること
- ・本業務中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと

(2) 交通広告

自転車競技会場の周辺住民に対し、デフリンピックの開催を周知するため大会直前期に交通広告を行う。

ア 広告媒体

- ・伊豆箱根鉄道駿豆線等会場周辺の公共交通機関への広告とし、具体的な媒体等については、企画提案による

イ 広告期間

- ・大会約1ヶ月前から大会期間終了まで（1ヶ月間）

ウ 広告内容及びデザイン

- ・東京2025デフリンピック自転車競技の静岡県開催をPRし、誘客につながるインパクトのある広告物とすること
- ・東京2025デフリンピック大会エンブレム等を使用する場合は、各種ガイドライン・要項等を遵守すること

(3) 記録誌作成

東京2025デフリンピックにおける県内の活動内容や成果をまとめ、今後の大会誘致に係る取組の参考とするため、下記ア～オのとおり記録誌を作成・印刷・製本する。

ア 規格

- ・言語：日本語
- ・サイズ：A 4 版
- ・ページ数：20～30ページ程度（表紙・裏表紙含む）
- ・紙質：表紙 アートポスト紙（P P加工）180kg
本文 マットコート紙 90kg
- ・印刷：表紙・本文ともにフルカラー
- ・製本：中綴じ製本
- ・印刷部数：300部

イ 記録誌構成内容案

記録誌の構成内容としては、以下を想定している。より良くする提案があれば、提案書に記載すること。

- ・大会概要
- ・自転車競技概要・結果
- ・静岡県ゆかりの選手の活躍
- ・開催までの年表（スケジュール）
- ・県・関連団体の取組（機運醸成関連事業、学校観戦事業、手話サポーター養成事業など）

ウ 写真撮影・入手及び編集加工

以下の項目に係る写真の撮影（または入手）及び取材を行い、編集・加工すること

- ・大会本番中の静岡県内競技会場の模様
- ・大会本番中の静岡県ゆかりの選手の活躍の模様
- ・静岡県主催100日前イベントの模様

エ その他、県・関連団体の活動記録の編集

- ・令和5～7年度に実施した県・市町・聴覚障害者協会等による取組をまとめて掲載する
- ・写真や文章案の提供依頼など各団体への照会は委託者が行うため、テンプレートの作成及び編集を行うこと
- ・県の取組内容については委託者からの情報提供に基づき編集・構成すること

オ 納期及び納入方法

（ア）納品する成果品

- ・（3）により作成した記録誌の電子データ一式（PDF形式）
- ・（3）により作成した記録誌（紙媒体）

（イ）成果品の提出期限

令和8年3月13日（金）

（ウ）納品場所

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ振興課

(4) 全体共通事項

ア 運営責任者の設置

- ・委託者等との連絡体制を緊密に行うため、専属の担当者を置くこと

イ 著作権

- ・本業務の成果物の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、委託者に帰属する。また、受託者は本県または本県が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しない。
- ・成果物について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権に関わる紛争が生じた場合、一切の責任は受託者において処理するものとする。
- ・本業務で作成した成果物に係る著作権譲渡及び著作者人格権不行使に対する対価は、委託費に含まれる。
- ・本事業の履行にあたり、第三者の著作権、知的財産権その他の権利を侵害しないこと。また、本業務に含まれるその他の各権利者の権利処理は、受託者の責任において行うものとする。
- ・本人の承諾を得ることができない人物画像については、本人と識別できない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権あるいは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

ウ 秘密の遵守等

- ・受託者は、本業務実施中に生じるすべての成果物を、委託者の許可無く他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。委託者より貸与された資料及び成果物については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

8 成果物の提出

(1) 業務報告書

- ・委託事業完了時に、本事業全体に関する報告書を作成し、提出すること
- ・100 日前イベントの参加者数や各取り組み状況及び写真撮影によるイベント全体の様子をまとめたイベント開催結果報告書を作成し、委託者へ提出すること。なお、様式は任意とする。
- ・本仕様書 7（2）の業務で作成した広告物の掲載実績をまとめた広告実績報告書を作成し、委託者へ提出すること。なお、様式は任意とする。

(2) 制作物

- ・本仕様書 7（1）及び（2）により制作したチラシや広告物等の制作物を PDF データ及び加工できる形式（ai、パワーポイント等）にて提出すること
- ・本仕様書 7（3）の業務の成果物については、7（3）オのとおり

9 留意事項

本仕様書の内容については、事業の概要を示したものであり、詳細については、企画提案の内容に基づき、委託者と受託候補者による協議の上必要な変更を加えて、確定するものとする。